

自転車に乗るときは ヘルメットを着用しましょう

すべての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用努力義務化について



岡山市交通安全キャラクター まもも

道路交通法の一部改正により、すべての自転車利用者に対し乗車用ヘルメット着用努力義務が課されることになりました。

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。

改正前

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第63条の11 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

改正後

(自転車の運転者等の遵守事項)

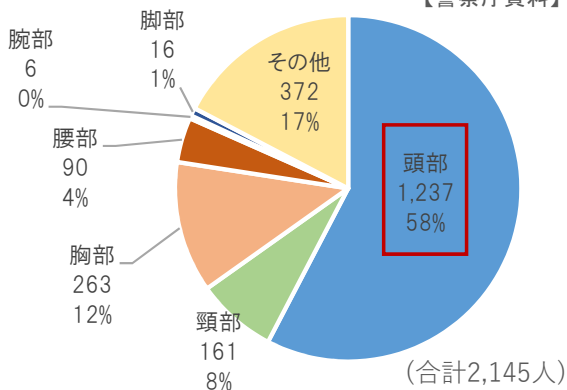
第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車乗車中死者の人身損傷主部位
(致命傷の部位) (平成29年～令和3年合計)

【警察庁資料】



自転車乗車中の死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)は、頭部損傷によるものが多く、自転車乗車中の乗車用ヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合(致死率)は着用時に比べて約2.2倍高いというデータもあります。(警察庁資料)

自転車に乗る際に、頭部を守ることは重要です。岡山市では、「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」で小学生以下の子どもが自転車を利用するときは乗車用ヘルメットの着用を義務付けていますが、すべての年齢の方が着用を心がけるをお願いします。

改正道路交通法 令和5年4月1日施行